

平成31年4月26日

河内長野市報道提供資料

河内長野市教育委員会

上司の私印を無断で使用して事務処理を行った本市職員に対する懲戒処分について

本日付で、本市教育委員会事務局所属職員について、懲戒処分を行いました。

1 被処分職員

所属及び職名：教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課主査  
(事務職員)

性 別：男性

年 齢：46歳

2 処分内容

処 分 日：平成31年4月26日

量 定：減給10分の1 6か月

3 非違行為の概要

平成31年2月、被処分職員が上司2名の私印を無断で使用して備品及び消耗品の購入に関する合計25枚の伝票を作成し、物品の購入及び支払事務を行ったもの。

#### 4 事案の詳細

- (1) 被処分職員は、平成31年1月31日に備品を購入するため、伝票(7枚・合計38万1210円)を作成したところ、当該伝票に係る決裁手続の中で、専決権者である課長から備品購入の必要性について、確認をするようにとの指示を受けた。平成30年度における備品購入手続の期限が迫っていたことから、被処分職員は課長の指示に基づく確認を行うことなく、翌日である2月1日の早朝に、課長補佐が決裁に用いている私印につき、何らの承諾もないのにこれを使用し、あたかも専決権者が不在の時に行われる代決処理が行われたかのような外見を有する伝票を作成したうえ、これを用いて事務処理を行った。
- (2) 被処分職員は、上記(1)において作成した伝票を関係課へ回付したものの、その一部につき財政課から購入品目等の見直しを指示された。そもそも上記(1)の伝票自体課長の承諾なく作成したものであったことから、被処分職員が課長に対して、財政課による見直しの指示について報告・相談を行うことが困難であった。このため、被処分職員は、上記(1)の伝票の内容を修正したうえ、平成31年2月14日の早朝に、課長補佐及び係長が決裁に用いている私印につき、何らの承諾もないのに使用し、あたかも代決処理が行われたかのような外見を有する伝票を作成したうえ、これを用いて事務処理を行った。
- (3) 被処分職員は、消耗品の購入に関する伝票(18枚・合計16万2787円)について、平成31年2月17日の早朝、上記(2)と同様に、課長補佐と係長の私印を何らの承諾なく使用し、あたかも代決処理したかのような外見を有する伝票を作成したうえ、これを用いて事務処理を行った。
- (4) なお、上記の事案において、被処分職員は、課長は自己の私印について、持ち帰るなどの管理をしていたことから、課長の私印を無断で使用

することができなかつたため、課長補佐の私印を用いて代決処理を装つたと述べている。

## 5 今後の再発防止策

- (1) 決裁や代決の意義の周知徹底
- (2) 決裁に用いる私印の管理適正化の徹底
- (3) 業務遂行におけるチェック機能の強化

お問い合わせ

河内長野市役所

教育総務課

人事課

電話 0 7 2 1 - 5 3 - 1 1 1 1